

第二十二回 参議院文教委員會會議錄第十九号

昭和三十年七月七日(木曜日)午前十時
五十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 笹森 順造君
理事 吉田 萬次君
竹下 豐次君
荒木正三郎君

委員

雨森 常夫君
川口爲之助君
加賀山之雄君
高橋 道男君
高田なほ子君
矢嶋 三義君
村尾 重雄君
松原 一彦君

衆議院議員

國務大臣

文部大臣 松村 謙三君
國務大臣 川島正次郎君

政府委員

文部政務次官 寺本 廣作君
文部大臣官 田中 彰君
房務課長 北岡 健二君
房會計課長 緒方 信一君
文部省初等中等教育局長 緒方 信一君
事務局側

事務局側

常任委員 竹内 敏夫君
常任委員 工藤 英司君
常任委員 會專門員

説明員

自治庁財務 柴田 護君
部財政課長

本日の會議に付した案件

○教育公務員特例法第三十二條の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律案(衆議院提出)
○昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○教育、文化及び學術に関する調査の件(教育財政に関する件)
○女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案(高田なほ子君外六名発議)

○委員長(笹森順造君) ただいまより文教委員會を開きます。教育公務員特例法第三十二條の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律案を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。衆議院議員赤城宗徳君。

○衆議院議員(赤城宗徳君) ただいま議題となりました教育公務員特例法第三十二條の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

学校におきまして児童、生徒、教師の健康を守り、年間の保健行事の計画はもちろ、各種伝染病の予防、処置、救急看護のほか、さらに、児童、生徒の健康生活の指導等を担当いたします職務がきわめて重要なものであります。こ

我國におきましては、当初児童、生徒の看護や学校衛生に関する仕事を担当する者は、学校に置かれていなかったものでございますが、明治三十七年に至りまして、初めて福岡県女子師範学校附属小学校及び岐阜市京町小学校に看護をつかさどる職員が置かれ、ついで大正十一年には文部省におきまして、文部省学校看護婦を学校に配置いたし、以来、各方面におきましてかかる職員をおくべき必要性が認識せられるに至り、漸次児童、生徒の看護をつかさどる職員を置く学校が増加してま

いったのでございます。その後、昭和四年十月に至りまして、文部省訓令をもつて学校看護婦に関する件が制定され、学校に学校看護婦を置く際の学校看護婦の資格基準及びその職務内容が公けに定められたのでございます。さらに、昭和十六年に至り、国民学校令の制定に伴いまして、児童の看護に当るべきものとして、判任官待遇の看護訓導の制度が法的に設けられまして、従来学校看護婦として学校に奉職いたしておりました者の大部分はこれによりまして看護訓導として引き続き在職いたすこととなったのでござい

ます。

その後、昭和二十一年に国民学校令の改正がございまして看護訓導は文部技官または地方技官となり、学校教育法の制定によりまして看護教諭と改称されまして今日に至っているものでございますが、昭和二十三年十月に看護助教諭の制度が新設されて、それまで看護教諭となりませんでした学校看護婦のほとんど全部が看護助教諭となりました。今日まできていますのでござい

ます。この間、昭和二十四年に、教育公務員特例法が施行され、公立学校の教員は地方公務員となりましたのでその際、同法第三十二條によりまして引き続き公立学校に在職いたす場合に限って、恩給法の準用がなされることとなつてい

ます。この法律は、かかる長い歴史をもつておりますところの現在の看護教諭、看護助教諭等の前身たる学校看護婦、学校衛生婦、看護婦等の在職年月数を恩給年限の一部として通算いたそうとするものでござい

ます。さきほど御説明申し上げましたように、学校看護婦の制度上の変更はござい

ますが、学校における衛生・保健に

もつぱら従事してまいりました職員といたしましては、当時最高の資格者でございまして、かつて代用教員が準訓導に任用されることによつて恩給在職年数の通算の途が開かれたという場合とは事情を異にいたしますので、適及的に法律を制定する必要性が認められるわけ

でございます。

さて、かかる学校看護婦からの長年月を一貫いたしまして児童、生徒等の看護に身心をささげてまいりました者も、すでに老境を迎え、過去の縁の下

の力持ちのような努力にも報いられること少なく、退職勧告を受け、職を追われんとする者すら散見されるにいたつて

いる実情でございます。かくのごとき苦境に追いやられんとする看護教諭の老後をいささかなりとも保障すべきは、現在の学校教育の遂行のためにも必要なことであると考えられるのでござい

ます。この際、この法案の要点を御説明申し上げます。学校看護婦、学校衛生婦、看護婦等の名称で学校におきまして児童生徒等の看護を掌つておりました職員が引き続いて国民学校令によりまして看護訓導、看護教員になりました場合や、あるいはこれ等の学校看護婦が引き続いて学校教育法によりまして看護教諭、看護助教諭になりました場合には、その前身たる学校看護婦の在職を昭和二十六年法律第八十七号によりまして改正前の恩給上の準教育職員としての在職とみなしまして、改正前の恩給法第四十二條によりまして、恩給法

上の公務員たる在職年に学校看護婦等の在職年月数の二分の一に相当する年月数が通算いたされることになるのでございます。

以上簡単にございますが、提案理由の説明を終ります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さいませようお願いいたします。

○委員長(佐藤順造君) 本件に関する質疑は次回に譲ります。

○委員長(佐藤順造君) 次に昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律案を議題といたします。質疑のある方は順次御発言願います。

速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(佐藤順造君) 速記を始めて下さい。

○矢嶋三義君 本件については大体先般来高橋、荒木両君から質疑が尽されたやうでありまして、なるだけ重複しないやうに、あるいは重複するかもしれないませんが、簡単に伺います。

この増加する費用は私立学校振興会がその利子をもつて私立学校教職員共済組合の負担として出すと、こういう格好になっておると思いますが、そうですね。

は共済組合その他の団体に対する助成、あるいは私立学校に対する貸付等を行うことになっております。そういう財源を見込んでおるわけでございます。

○矢嶋三義君 本年度の私立学校振興会の予算は、自民修正で一億四千万プラスして合計八億五千万円になっておるようですが、昭和三十年度分まで合せて国庫出資金は総額幾らになっていいますか。

○政府委員(北岡健二君) 私立学校振興会に対する出資としましては債券出資の分とそれから現金出資の分と二つございまして、債券出資の分は、昭和二十一年以降私立学校の経営費あるいは戦災復旧のために貸し付けた金額でございますが、正確な数字ではございませぬが、十七億六千万円程度でございます。

次に現金による出資としましては、昨年度までに……。

○矢嶋三義君 昭和三十年度の予算を入れてです。

○政府委員(北岡健二君) 三十年度の出資を入れて三十二億四千万円でございます。

○矢嶋三義君 ではこれらの出資金から予想される先刻あなたが申し述べた剰余金は年額どのくらいでございませぬか。

○政府委員(北岡健二君) 昭和三十年度における利子収入は、ただいま申し上げました債券出資の分とそれから現金出資の分を全部合せまして、利子収入の本年度の総計は一億八千七百九十万円程度でございませぬ。

○矢嶋三義君 このうちからこの法の改正によって千七百万円支出する、こういうことなんですか。

○政府委員(北岡健二君) その利息収入の中から先ほど申し上げました事務費や積立金等を大体引ききまして、剰余金の見込額は約一億四千万円でございます。その一億四千万円の中からこの増加費用の分を支出いたします、こういう考えでございませぬ。

○矢嶋三義君 その増加費用の分というのが、先般高橋委員に答弁された千七百万円というのですか。

○政府委員(北岡健二君) そうです。

○矢嶋三義君 この旧財団法人私学恩給財団から引き継いだ年金の支給額は年間幾らになっておりますか。

○政府委員(北岡健二君) この法律による特別措置に該当いたします千三十六人の分は、従前は大体千三百六十分で千二百九十四万一千八百円、これだけ本年度改正前のものとして共済組合が負担いたすことになりました。

○矢嶋三義君 それでは旧財団法人私学恩給財団から引き継いだ分に関する年の支出額はこの法律が通過したのちに合計約三千万円と、かようなことになるわけですね。

○政府委員(北岡健二君) 共済組合から年金者に払う金額は仰せの通り約三千万円ということになります。

○矢嶋三義君 私もかつて私立学校に勤めた経験があるわけですが、当時私学恩給財団というのに加盟いたしました。當時を振り返ってみて、ほんとうに当時も少額であったのであります。が、このたび二倍半に増額されるというのですけれども、これを増額する必要性については、提案理由にある通り全く同感でございます。利子から事務関係費を控除した剰余金が一億四千万円ということであれば、これは法に基

いて他の方面にも使うわけでございますけれども、増加分年額千七百万円と少額のようであります。二倍半という根拠は一応ここに説明してありますが、これで均衡がとれるのであります。その点と、この財源から言って、もう少し増額はできないものでしょうか。その辺についての御所見を承わりたい。

○政府委員(北岡健二君) お尋ねの点は均衡の点がこの二倍半で適當であるのかという点と、それから私学振興会の財源としては相當なのだからまだ出せるのじゃないか、こういうお尋ねと存じます。

第一の点につきましてはもちろん表には出ないにいたしました。やはり気の毒な方々に対するものでございませぬから、できるだけ増額いたすといふことも考えられるのでありますけれども、やはり一つの制度として考えます場合には、それぞれ増額いたしますに

ついては振り合いを考えなければならぬいかと存じます。そういう意味から現在この方々は掛金を何らなさらないわけでございますが、掛金がある組合員、恩給財団の人たちと同じように三百円の掛金をしておられるものと推定して、そうしてそれが他の共済組合制度において大体同じ年金額とのバランスをとったわけでございます。

そうなりますと私立学校教職員共済組合に入りますと私立学校振興会に義務付けを付を受ける人との間に開きが依然として残るわけでございます。具体的に申しますれば、昭和二十七年九月三十日の財団法人の寄付行為改正の際に掛金の方は七倍半に上げて給付は十倍に上げた。しかるにここにあげられておる既

年金受給者に対しては、掛金はないわけでございますから、給付だけを二倍に上げた。その辺のことを考えますと、やはり全然掛金をお払いにならない方々の場合に、七倍半に掛金が上つて給付が十倍になったというのと、それから二倍にとどまったのを、そのときの計算でいけば五倍になるところまで上げておられるとの関係が多少考慮いたさなければならぬのじゃないでしょうかというふうに考えるわけでございます。なおこの九月三十日の寄附行為の改正で、恩給財団の七倍半に掛金を上げた方々の給付が十倍になったと規定上はなっておりますが、実施上は六万円になるはずのを四万六千円にとめております。従いまして十倍に現実にはまだ上つておらないわけでありませぬ。さようなことを考えまして、パランスの上では大体これで適當ではないか。

そこで財源の方の問題としましては、そういう私立学校振興会としましては、一億四千万というより剰余金が生ずる道はございませぬが、ただいま申し上げましたような必要費用の限度において負担するということは、これは法律で私立学校振興会に義務付けるわけでございますから、やはり必要な限度を考へて、そこで他の方の用途、あるいは将来において私立学校振興会の利益金を生ずる根拠についての意見も現在でございます。値下げをする必要があるとか、あるいは貸付期間を延長する必要があるとかいうふうな、いろいろな意見もございまして、目下そういう面を検討いたしておる際でございますので、この程度でとどめるのが相

○矢嶋三義君　その第一点のバランスの問題ですね、私は計算してみないかわからないが、直感で次のような感じがします。すなわち掛金を掛けた人と掛けない人と区別して考えて、これは全部掛金を掛けたのと同じ扱いをしておいて、そうして過去における掛金を現価計算して、それを給与年金額から差し引いた給与金額の方が僕は当事者には有利になるといふ直感を持ちますが、そういう計算をやってみましたか。

計算はまだいたしてございません。それは非常に古い時期の方もあるわけでございます。物価指数をある時期に三倍であつたのに対して同一に掛けて、どういふふうにはじいたら、その積算されたものが現在どういふふうになるかという点まで、かなり煩雑になるようなことがありますので、その点は計算いたしておりません。ただ先

從前の例による人たちに年間六万円、暫定的に四万六千円、こういふふうに計算自体も、掛金の額から計算いたしますと、非常に無理な計算なのでござ

で保険料率の純粋計算をいたしますと、とうてい六万円というふうな給付は実行できないような状態になっております。恩給財団は当時の考え方として

のまあ伝統的な考え方でございますけれども、できる範囲で途中までやって、そうしてその時期になって財源が困ってきたときには改訂でその危機を

と同じような純粹保険料率の計算の仕方から見れば、かなり無理をしておられます。そういうところからきまして、共済組合の制度の中に入ってもこれだけ特例になつておるわけでございますから、そういう特例の方々との直接の比較というのは、現在の共済制度、全般の制度の上に立つておつて、そうしてこういうような特別な措置をとらうとする場合には、少し比較する方としては無理ではないか、こういう

○矢嶋三義君 どうもそこのところ十分納得できないようですけれども、まあここらあたりで質問を打ち切ります。

○委員長(笹森順造君) 本件に關してはかに御発言ないでございましょうか。なければ質疑打ち切りにしてよろうかしゅうございますか。御異議ございませんか。

○委員長（笹森順造君） それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

が、討論は結局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（笹森順造君） 御異議ないと

それではこれより採決に入ります。
昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律案を議

○委員長（笹森順造君） 全会一致であります。よつて本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本院規則第一百四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成その他、事後の手続につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長（笹森順造君） 御異議ないと認めます。よつてさより決定いたします。

それから報告書には多数意見者の署名を附することになっておりますから、本案を可とせられた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

吉田 篤次 竹下 豊次

川口爲之助 高橋 道男
高田なほ子 矢嶋 三義
村尾 重雄 松原 一彦

下さい。

〔速記中止〕

○委員長（笹森順造君） それでは速記を始めて下さい。

正一時より開会いたします。
暫時休憩いたします。
午前十一時三十二分休憩

文教委員會を再開いたします。

教育財政を議題といたします。自治庁長官が見えておりますから、質疑のある方は御発言を願います。

○矢嶋三義君 自治庁長官にあらかじめ申し上げておきますが、ただいま本委員会は、教育財政の地方財政と関連の部分について審議中でございまして、それに限定して若干お伺いしておきたいと思う。いずれ、これらの地方三法の問題に入りますと、当委員会と地方行政委員会の連合審査の機会もある

たしたいと思ひます。

まづ昭和二十九年度の義務教育国庫負担制度の実施に伴う予算額は六百九十九億円となっておりますが、各都道府県の支出総額は幾らと自治庁ではふんではいらつしやいますか。

○委員長（笹森順造君） 速記をとめて。

〔速記中止〕

○国務大臣(川島正次郎君) 二十九年
度の予算は集計中でして、なるべく領
いで一つやううと思つておりますが、

○矢嶋三義君 従つて、私はどの程度
の目算を立てておられるかを伺つてい
るわけであつて、三十年度の地方財政
計画を立てるに當つても、あるいは文

も、文部、自治兩当局間の話し合いの段階においても、一応の目安というものは持つておられるのは当然でございますので、その点を伺っているので、

ます。

○国務大臣(川島正次郎君) 三十年年度の財政計画を立てますのに、二十九年年度の財政規模を基にしまして、それに七十七万人の児童の増加に必要な教員数並びに設備等を計算して、財政計画に盛り込んでおるわけであります。

○矢嶋三義君 従つて、昭和二十九年年度の決算額はまだ集計できていないと言ふならば、それでは昭和三十年年度の決算額として、四十六都道府県が義務教育国庫負担制度の実施に伴うて支出

ますか。

○説明員(柴田護君) お答えいたします。昭和三十年年度の地方財政計画の中に含まれております義務教育費国庫負担金の対象になります給与費総額は、大体千四百五十一億とふんでおります。

○矢嶋三義君 給与費を文部省所管では七百二十四億余円を組んでるので

ういふように關係づけておられますか。

○説明員(柴田護君) 国庫負担の給与費についての計算が若干違いますが、地

に考えておつたのでありますが、かりにその計算に従いますと、大体千四百

かと思えます。地方財政計画上は千四百五十一億円でありますが、この計画は、昭和三十年度におきまして、新たに増加いたします児童生徒につきま

しては、交付税の入りです。団体分につきましては、義務教育費の国庫負担金の計算と同じ計算をとっております。

従いましてその部分については、義務教育費国庫負担金と予算計上額と見合うわけでありまして、ただ不交付団体につきましては、義務教育費国庫負担金の計算上は、いわゆる給与費の負担限度の政令が適用になりますので、財政計画にはさような制限のことを考える必要もありませんので、別の計算をいたしております。実態に近い計算をいたしております。その関係の給与費でありまして、大体国庫負担金と地方財政計画とを合せて考えますと、ほぼ国庫負担金の倍額以上というふうになっております。ただ教員の給与費につきまして、実態とそれから財政計画上の計数とが主として不交付団体につきまして大きく違ひのでありまして、その計算が昭和二十八年の決算を基礎にいたしました場合に、先ほど申しましたように千五百億と大体約五十億くらいの違ひになっておるのではなからうかと考えております。

○矢嶋三義君 ただいま説明がございましたけれども、今地方財政で一番困っているのは給与費関係のいかにするかとということで予算編成に悩んでおるようでありまして、それはこの教職員の場合をとるならば、交付団体においても国庫負担金と同額の金が回ってこないで、自己財源をそれに向けなければならぬところに非常に地方公共団体において予算編成上に困難な点があるわけなんですけれども、どういふわけであらうかと自治庁ではお考えになっておりますか。ひらたく言うならば、この給与の半額というものは義務教育費国庫半額負担法によって文部省で負担金として流されていきます。ね、その同額のものが都道府県教育委員会側に予算として認めて与えられれば教育職員の必要な質と量の確保ができるわけですね、それが与えられていないわけですね。そこに非常に地方財政の窮乏というものが地方の義務教育に及ぼす影響に人道的な面から大きく来ているわけですね。その点をどういふふうにお考えになっておるのか、その原因はどうですか、それを解決するにどういふ見解をもっているか、自治庁長官にお伺いいたします。

○説明員(柴田慶君) 義務教育費国庫負担金という制度は、国庫負担金という制度そのものの本質に立って考えますと、実給与額に對してその半額を負担するということに建前を置くべきではないかという御意見だろうと思ひますが、理論的には一応さうなことになる得るのじゃないかと私たちが考えております。ただ現在のようないくつかの国民負担の非常に多いときにおきまして、地方団体の相互間の租税の負担というものが非常にアンバランスになっておるといったような現段階におきまして、国庫負担金制度をとられまして、さういふ実額の半分をすべての団体に對して適用するということは無理じゃないかといったような議論も出まされて、従来は交付税の交付を受けない団体と、それから基準財政収入額が普通交付税の額をこえる地方団体には制限の規定を政令で設けられておったのであります。その結果従来から国庫負担金の制度というものの本質を、その政令の存在により乱していかせぬかといったような議論もありました。従来

から政府内部におきましても議論があつたのでありますが、いろいろ文部当局も御尽力になりまして、今年度からは頭を押さえる政令というものは、交付税の交付を受けない団体だけに切りかえたのであります。従いまして勢ひ地方財政計画の算定につきましても、古い、つまり基礎になつておりましたものからひっくり返して計算をするのが本来の建前であらうかと実は私たちが考へておるのでありますが、地方財政計画上の給与費の単価と、それから実際の単価との差がどういふことになつておるかというところは、現在まだ明らかになつておりません。一応自治庁が最初立案いたしましたときには、昭和二十八年年度の決算額を基礎にして計算をしておつたのでありますが、その決算額をとることについては是非の論があつたわけでありまして、従いまして本年度の財政計画を立てるに際しましては、新たに増加するであろうと考えられる児童生徒数に對して増員されるであろう職員給与費、これにつきましても、義務教育費国庫負担金の計算の基礎をとつてきたわけでありまして、問題はそこに住んでおるものをどうするかという問題が依然として残されておるわけでありまして、これは本年の一月に実施されております地方公務員、国家公務員全部を通じて給料の実態調査が秋ごろには判明いたしますので、判明した結果を待つて、それに基いて一般の職員とも合わせまして、財政計画上の給与費の単価をどうしたいかというのをきめてやつていきたい、こゝういふ考えであります。

○矢嶋三義君 課長の説明は、それで説明の内容はわかりました。そこで私は自治庁長官に伺ひますが、自治庁長官、この交付金の不交付団体ですね、不交付団体は四十三になつたわけですが、この不交付団体の都道府県当局は、教職員の給与費は、文部省で負担している額と同額のものを私は都道府県教育委員会の給与費として予算化すべきものだ。さうしなければ私は教育は地方財政の窮乏のしわ寄せを受けて守れないと思うのですが、自治庁長官の御見解はいかがでしようか。

○国務大臣(川島正次郎君) 不交付団体はいわば富裕県……。○矢嶋三義君 ああ、交付団体……。不交付団体と交付団体と分けて、交付団体の方です。○国務大臣(川島正次郎君) ああ、交付団体はそれは文部省の算定と大体同じようなものを予算化する。不交付団体についてはある程度頭打ちをしておる。さういふことになつておる。○矢嶋三義君 そこでまた、いまの……、さつき私は申し上げましたが、不交付団体と交付団体を分離して、大臣が今言われたように、交付団体については文部省が負担している給与費と同額のものを、都道府県当局は教育委員会に對して給与予算として組んでいく、こゝういふ見解は大臣の通りだと思ふのであります。その趣旨を都道府県知事會議において、書面をもつて長官から説明、解明をしていただきたいと思ふのでございますが、さういふにいたしませんか。

○国務大臣(川島正次郎君) これは義務教育費半額国庫負担法の法律に、はつきりありまして、それに従つて金を地方に配付しておるのであります。からして、この法律の趣旨に従つて都道府県知事がやるべきものであります。それは知事會議に出て、私どもも、説明する余地もないのであります。当然義務づけられた予算でありますから、やるべきものだと思つております。

○矢嶋三義君 やるべきものであり、それにはやるだけの可能な交付金が流れているという御見解に立っていらつしやるわけですから、その趣旨が明確になるように、私は長官は説明されてしかるべきであり、さういふことを私は要望しているわけですが、ちやうど知事會議も開かれておるのであります。適当な機会にそれをやつていただきたいと思ひます。よろしゅうございませう。

○国務大臣(川島正次郎君) それは法律にあることを、重ねて法律案の内容を私が知事會議に説明する、こゝういふことになるわけですね、今の御質問の趣旨は。○矢嶋三義君 なぜ私はさういふことを申し上げるかというと、都道府県知事は教育予算にしわ寄せをして、弱い教育委員会に圧力を加えて、力関係で予算化しないわけですね。そして教育にしわ寄せがもたらされていくわけですね。従つてさういふことは望ましくない。地方財政計画を立てるに當つても、あるいは交付金を流すに當つても、さういふ精神でやつておるのだから、こゝういふ精神に沿つて都道府県当局においては教育予算を編成してほしいという、さういふ方針の説明を私はされてしかるべきだと思ひます。

からして、この法律の趣旨に従つて都道府県知事がやるべきものであります。それは知事會議に出て、私どもも、説明する余地もないのであります。当然義務づけられた予算でありますから、やるべきものだと思つております。

○矢嶋三義君 やるべきものであり、それにはやるだけの可能な交付金が流れているという御見解に立っていらつしやるわけですから、その趣旨が明確になるように、私は長官は説明されてしかるべきであり、さういふことを私は要望しているわけですが、ちやうど知事會議も開かれておるのであります。適当な機会にそれをやつていただきたいと思ひます。よろしゅうございませう。

○国務大臣(川島正次郎君) それは法律にあることを、重ねて法律案の内容を私が知事會議に説明する、こゝういふことになるわけですね、今の御質問の趣旨は。○矢嶋三義君 なぜ私はさういふことを申し上げるかというと、都道府県知事は教育予算にしわ寄せをして、弱い教育委員会に圧力を加えて、力関係で予算化しないわけですね。そして教育にしわ寄せがもたらされていくわけですね。従つてさういふことは望ましくない。地方財政計画を立てるに當つても、あるいは交付金を流すに當つても、さういふ精神でやつておるのだから、こゝういふ精神に沿つて都道府県当局においては教育予算を編成してほしいという、さういふ方針の説明を私はされてしかるべきだと思ひます。

からして、この法律の趣旨に従つて都道府県知事がやるべきものであります。それは知事會議に出て、私どもも、説明する余地もないのであります。当然義務づけられた予算でありますから、やるべきものだと思つております。

○矢嶋三義君 やるべきものであり、それにはやるだけの可能な交付金が流れているという御見解に立っていらつしやるわけですから、その趣旨が明確になるように、私は長官は説明されてしかるべきであり、さういふことを私は要望しているわけですが、ちやうど知事會議も開かれておるのであります。適当な機会にそれをやつていただきたいと思ひます。よろしゅうございませう。

○国務大臣(川島正次郎君) それは法律にあることを、重ねて法律案の内容を私が知事會議に説明する、こゝういふことになるわけですね、今の御質問の趣旨は。○矢嶋三義君 なぜ私はさういふことを申し上げるかというと、都道府県知事は教育予算にしわ寄せをして、弱い教育委員会に圧力を加えて、力関係で予算化しないわけですね。そして教育にしわ寄せがもたらされていくわけですね。従つてさういふことは望ましくない。地方財政計画を立てるに當つても、あるいは交付金を流すに當つても、さういふ精神でやつておるのだから、こゝういふ精神に沿つて都道府県当局においては教育予算を編成してほしいという、さういふ方針の説明を私はされてしかるべきだと思ひます。

○国務大臣(川島正次郎君) 地方の実

態を申し上げますという、給与費の關係につきましても、先般当委員会の御質問の際もお答えを申し上げたのですが、大体義務教育費を優先的にい

ずれも計上してありまして、もし給与において地方団体に不足があるというような場合は、そのしわ寄せは、教職員でなくて、一般の公務員にきています。こ

○矢嶋三義君 一応その程度にして、次に……

○高田なほ子君 ちよつと関連させて下さい、その問題は御心配がないと言

融資をすることができないで、七月の給与すらも教職員に完全に出せないの

ではないかと、こつと現状に置かれていないのに対して、私は今の御答弁は

○国務大臣(川島正次郎君) もう前の御質問は、国から配付している半額と

田さんの御質問は、それは資金關係のことで、新潟県は非常に赤字に苦し

て、新潟県知事がこの間来まして資金の確保の資金として郵政大臣並びにそ

前の御質問とは少し趣意が違ひのです

が、今の御心配に対しては、できるだけ努力をいたしまして、給与の遅配の

○矢嶋三義君 今実例が出たのです

が、たとえば予算を組むのに当って教職員の員数が必要なのに減員をやつて

が紐つきの金ではありませんので、あ

いは地方団体にまわしては、わきの使用にこれを転用して、従つてその

○矢嶋三義君 そこで問題が起つてき

たわけですね、今長官が申し述べら

用の面でもしよせの実態もあるかも

れない、こつと御発言ですね、そこが問題で、そこが先般問題になって

○矢嶋三義君 文部省の長と協

を、再建団体に指定してもらいたい

と、こつと御発言ですね、そこが問題で、そこが先般問題になって

○矢嶋三義君 文部省の長と協

を、再建団体に指定してもらいたい

○矢嶋三義君 文部省の長と協

を、再建団体に指定してもらいたい

ですが、この地方と中央の両面にわたって非常に教育にしろよせされる危険があるわけでありまして、この法案提出の責任官庁の長として、そういう点にはいかような、教育にしろよせしないという自信と、それから運用の面においての心がけを持っておられるのか、承わりたいと思います。

○國務大臣(川島正次郎君) 再建団体が長期にわたる財政再建計画を立てるときに、私どもとしては非常に細かい計数を求めているのでありまして、人件費、物件費というよりなごうあらうばい計数だけを出してもらいます。あとの運営は人件費なら人件費の中でやってもらおう、こういう考えでおるのであります。人件費のうち幾分が教育費だとか、幾分が何費だということは、これは今それを求めようとはしておらぬのであります。ごく大ざっぱな項目についての再建計画を立ててもらおう、ただ問題は再建計画と実施に入りましてからの財政計画が食い違わないということをおもひは希望しておるわけでありまして、せつかく再建計画を立てたけれども、地方財政が膨張して、その再建計画通りにいかぬということとは極力これは阻止しなければ地方財政は健全化しないのでありますから、その点に重点を置いておるのであります。再建計画を立てる際にこまかい点まで私どもは一々干渉いたしまして規定してもらふことは考えておりません。従いまして御心配のように再建計画を立てた場合にしろ寄せが教育費にいくというよりなことは毛頭考えておらぬのであります。前回も私は御答弁申し上げたのであります。教育費のごときは、これは義務

費中でも優先的の経費でありますからして、各公共団体の執行部におきましても、また議会におきましても、この教育を尊重するという立場から、義務教育といふものに支障を及ぼすようなことは絶対にいたさぬと思っておりますし、またいたすべきものでもないのであります。御心配は少し急に過ぎるのじやないかと思ふのです。

○矢嶋三義君 これに時間をかけると他の質問ができなくなりますから、私はここで結論的なことを簡単に伺いますが、自治庁長官はこの法案を責任大臣として国会に提出されたわけですが、地方においてはこの独立した決議執行の行政委員会であるところの教育委員会の意向というものは、かりにこの法が成立した後にいっても、都道府県知事としては、理事者側としては十分聴取しなければならぬという、いわば教育委員会の立法精神というものは何ら損なれない、かようにしなければならぬという信念のもとにこの法案を立案されたものと承するがどうかという点と、それから、具体的にあまり入るといけませんから入りませんが、いわゆる第三條の二項にいうあなたの官庁と文部省の長とが協議しなければならぬというこの条項は、対等の立場において協議をされ、基本的な立場に立つての文部大臣の意向というものは十分尊重されるという立場において、この条項というものはうたわれているのだと、かようにあなたの答弁から承されると思うのですが、その二点についてお答えを願います。

○國務大臣(川島正次郎君) この地方財政再建促進法を作ります際に、教育委員会のいわゆる原案送付権、二重予

算権というものは尊重する意味でもって触れていないのであります。先ほど御答弁申し上げました通り、長期にわたる再建計画は総額において幾ら、そのワク内でもって忠実に実行してやらうということをおもひは地方団体に要求しておるのであります。その範囲内においてどう運営するかということ、は、全くそれは各地方団体の任意であります。再建団体になりまして、それがために特に教育委員会の権限が縮小されて、原案送付権なり二重予算権に影響を持つことは絶対にないようこの法ができております。

それから文部大臣と自治庁長官と協議すべきことは、何らか再建団体において、教育費の問題において問題が出た場合には、これはやはり文教の府にあるところの文部大臣の意向を尊重する意味において特にこういう条項を加えたわけでありまして、自治庁長官が勝手に地方に指示したり何かしないというこで、教育尊重の意味でもってできた条文であります。

○矢嶋三義君 きようは地方再建促進特別措置法案を審議する機会ではないのでありますから他日に譲りますが、自治庁長官が言われました教育委員会法との関連における御答弁はちよつと納得いたしかねる点がございます。この法案を逐条に検討しますと、相当な問題点があるわけでありまして、本日はそれを審議する時間でございますから、その点は他日に譲ります。

私はあなたにさらに伺いたい点は、先ほど話が出ましたように、かつて衆議院の人事委員長として公務員の給与に対して深く理解と深く造詣をもつて委員長職を果されました川島長官

でございますから、これらの問題については非常に深い見識を持たれておられるわけでありまして、最近の各都道府県の予算の編成状況を見ますと、昇給昇格の財源を、予算を全く組まない。あるいは学校管理に必要な日宿直員の宿直料を予算に組まない。さらに高等学校の生徒の授業料を上げるという傾向が非常に強いわけでありまして、こういうような傾向を大臣は承知されているかどうかということ、もちろん承知されていると思ひますが、どういふお考えでこれを眺めておられるかということ、私はこれらの解決の方法は幾つもありまして、

一つの方法として最近非常に都道府県知事会において、あるいは他の地方公共団体の各種団体においていろいろと検討され、また委員会においては各政党間で問題になっておりますところの交付税の税率の引き上げですね、現行二二%ですが、あるいは二五%とか、わが党は二七%ということを一応掲げておりますが、あるいは都道府県知事会が三〇%ということも掲げておりますが、私はこれは何%が適当であるというこをここで明確には申し上げませんが、いずれにしても大きく今後のことを眺めた場合に、この交付税率の引き上げというものはそれをどの程度にするかは別として、これは私は真剣に取り組んで検討されなければならぬ段階にきていると、かように私は考えておりますが、まあ現在の行政機構において地方公共団体を指導し、その立場を見守つてあげるところの立場にある自治庁の長官としては、先ほど私が申し上げました幾つかの自治団体をいかに認識されておられるかということ

と、その解決策の一つとしての交付税の税率についてどういふ見解を持っておられるかということをお承わりたいと思ひます。

○國務大臣(川島正次郎君) 給与の問題は教職員の問題であります。一般地方公務員にとりましてこれは生活の基本でありまして、十分の給与は尊重していかねばならないことは言うまでもないのであります。地方財政の窮乏が給与にしろ寄せしめることは決して望ましい事態ではございません。私どもとしては、給与の支払いが円滑にいくように、できるならば定期昇給等もできるようにすることは希望をいたしておるのであります。が、しかし実際の問題は現在六千五百ばかりある府県市町村のうち相当の府県市町村というものが赤字に悩んでおられて、そういう府県市町村は非常に事象なのであります。地方団体の執行部としても、また議会といたしまして、財政の健全化に非常に苦慮をいたしておるのであります。その結果お話のような定期昇給がおくれたり、教職員の目直手当が減額したりするといふ事実があることは想像し得るのであります。具体的報告は来ておりませんが、私どももいたしましては、むしろそういう事態のないことを希望いたしますけれども、この財政の運営というものは一に地方団体に任じているのであります。自治庁長官といたしましては監督権といふものは全く持つておりません。わずかに助言勧告の権利しか許されておらぬのであります。地方自治体の健全な運営によつて教職員公務員諸君の生活を脅かさないようにして

もらいたいことを希望しておるわけであり、地方交付税を増せといふことはまことに御議論でありまして、私も今日の地方財政の現状から考へて、現在の地方交付税率でも決して満足したところではないのであります。三十年度の予算編成のときにもこれが問題になりました。三十年度は二十九年度に比べて地方財政に対する国家の支出は交付税において百三十億、たばこ益金において三十億、入場譲手税の關係において約二十五億だけは増しておるのであります。それではなお足りないといふことは考へられるのでありますけれども、国家財政の全般の現状にもこれは照らし合せてみなければならぬ。また一面において今日の地方財政といふものが必ずしも健全な姿ではないのであります。世間では地方財政が水ぶくれしているのだという議論もあるくらいであります。今御審議を願つています再建促進法が成立いたしますれば、最も赤字に苦しんでいます団体はこの法律の適用を受けまして再建団体になりまして、地方財政の立て直しに邁進するであります。再建団体にならぬ地方団体もいろいろな点におきまして経費の節減等をはかつておるのであります。これでもなお足りない場合は、当然あと何とかが国家において見なければならぬといふ考えであります。しかしその場合に交付税一本でやるべきか、あるいはたばこ益金から出すべきか、あるいは地方税を増すべきか、いろいろ方法はあります。同時に税関関係で処置をただけでは解決しないのであります。やはり根本的に機構改革をしなければ地方財政といふものは決

して健全化して行かないのであります。従ひまして私どもは長年蓄積した赤字財政でありますから、この解決は三十年度限りではできないのであります。すなわち、三十年度と三十一年度両年度にまたがって根本的に地方財政を立て直しの施策をするのだといふことを国会においても数回申し上げておるわけでありまして、今お話の交付税を増すことも確かにその一つであります。しかし地方財政の立て直しは、ただそれ一つだけではないので、ほかにも方法があるんじゃないか。一体どの方法をとつた方がいいかといふことについて、まだ結論には到達しておりません。自治庁長官としましては關係大臣ともいろいろ相談をいたしておるわけでありまして、地方交付税を増せといふ御議論はたしかに一つの御議論でありまして、私もこれを地方財政を立て直しの一環として考へてはおります。○矢嶋三義君 次に荒木君が質問する予定になつておりますから、私の際も一件だけ伺つて終りたいと思ひますが、それはここに自治庁長官がお見えになった機会にぜひとも聞いておきたいのであります。それはやはり地方財政と関連があるのであります。先般文部大臣には見解を伺つたわけでありまして、それはスポーツの問題です。私は国民の体位向上さらに国民生活を明るくするといふようないろいろな角度からスポーツといふものは大いに振興すべきである。私は十七回のオリンピック大会はローマにとられましたが、一九六四年、一九六八年のオリンピックはぜひ日本に持つてきたい。また日本の国内のスポーツ行事である国民体育大会といふものも最も有

意義に能率的に統括していきたいといふ私見を持っておるわけでありまして、それを前提として伺いたい点は、本年度行われる国民体育大会は第十一回になつております。現在のところ国民体育大会の開催予定地は十四回まで定まつております。御承知のように国民体育大会はブロックをずつと回つたわけですから、ブロックを、回つてしまつて各個別県を回つておるわけですね。私はこれを眺めてみますと、これら会場を回つて施設をこしらへることは非常にけつこうなんです。ところが国民体育大会を開催するに当りましては相当の施設が要るわけなんです。地方財政の窮乏下に施設をこしらへる、その施設があと利用されればいいのですけれども、その地域でこなせないほど大きな施設が作られるわけなんです。地方財政の窮乏下に施設はするが、国民体育大会が終つたのちに草が生えておるといふような所があるわけなんです。私現在それを見ておるわけです。それで私、私見として持つておることは、今開催予定地が定まつておる第十四回の開催予定地が終つたのちは東京、大阪とか、あるいはブロック別に開催したところの施設を不足分は充足して国民体育大会を開催していくようにすれば、この国民体育大会の意義からいつてもまた地方財政との関連もよろしいのじゃないか。今までのように次に次に県を十五回、十六回、十七回とずつと回るといふことはどんなものだろうか、数年前から一方針をきめてかかるべきじゃないか、こつちうふうに私は考へておるわけですが、この点が一点と、それから長官に伺いたい点は、今年神奈川に第十一回が開かれるのですが、相

当準備もできておるようですけれども、十二、十三、十四回と、こつちう開催予定地はそれらの自己財源で、ある程度の準備は進めてきております。しかし先ほどから議論になつておりますように、地方財政の窮乏下、なかなかその地域に必要なスポーツ施設を充足できない状況であります。これはの地に對しては起債の許可等適當な程度に援助するべきものと私は思ふのですが、いかうにお考へになりますか、大々く国民体育大会の今後の開催方針と、それからすでに開催を決定されておる地域に對する自治庁側からの助成方針といふものをどうお考へになつておるか、この際その二つを承わつておきたいと思ひます。○國務大臣(川島正次郎君) 国民体育大会、これは非常に重大な問題でありまして、ただ地方財政の困難からだけこれを解決することはできないと思つております。文部省の方針もありまして、常に一つのところで開催するといふことが果して適當であるかどうかといふことは、十分考究する余地があるのではないかと。しかしながらまあ多数ある府県の特に窮乏した財政の府県に持つていきまして赤字をふやすといふようなことは、これもまた考へるべき問題であります。これらの点については、国民体育大会の趣旨を尊重しながら、地方財政にも比較的影響のないように運営していくことが必要ではないかといふ気持が私は今いたすのであります。これは自治庁として特にこの問題について熟議をいたしたことはありますので、私の今日の思ひの意見を申し上げるのですが、起債

のことにつきましては、これまでそういう關係の起債は許可をいたしたことは、実例はありません。今後はそういう実例がありまして、起債の支出があつた場合には、そのときの問題として考究してみたいと思つております。前例をいたしましては、国民体育大会の設備のための起債といふことは、今までは許可した前例はないのであります。今後その問題がありまして、關係府県からして相談がありますれば、そのときの問題として考究いたしてみたいと、こつちう考へております。○矢嶋三義君 その点は私は強く要望しておきますが、將來のことはともかくとして、現在開催予定地もきまつて施設設備の準備段階にある団体に對しては地方財政が、地方財政の累年にわたる窮乏が今日のごとく危機状態にきている段階においては、私は相當な考慮をしてやらなくちゃならぬものと考へておりますので、ただいま自治庁長官も要請があれば検討してみようといふお考えですが、十分にこれは御検討あつてしかるべきで、さらに今後半永久的にいかうにその国民体育大会を開催していくかといふことについては、これはあなたが申される通り、自治庁当局だけの見解で地方財政關係からのみ決定すべき問題でなくて、文部省なり内閣の方針としても、私は事前に検討されてしかるべきものだと思ひますので、それらの点については強く要望いたしておきます。○委員長(笹森順造君) 荒木君に申し上げます。先刻来川島自治庁長官、松村文部大臣、両人の出席の際に特に御質疑があるというお申し出でありますから、そのようにお計らい申し上げま

す。お願いいたしますことは、両大臣とも他の委員会等から要望がありますから、そのことも御了承の上でよろしくお願いいたします。

○荒木正三郎君 それでは簡単に質問を申し上げます。私の質問の要点は、

がすでにしわ寄せが行われているというふううに判断するわけです。先ほど長官もおっしゃったように、義務教育費の問題については、これは法律をもって確保してあるのだから従って心配はないのだというお話でありました。なるほど義務教育の教職員の給与については義務教育費負担法によって実績の半額が法律によって確保されております。ですから、その分については予算化されているので、これは心配はないわけですね。あとの半分がどう措置されているかという問題です。長官はこれに対しては、あとの半分についても、国庫が半額負担しているそれに見合ふ金額においてみてやるのだ、こういう説明です。そうすると、私は選抜い起つたり、それから定期昇給がストップしたりするという事態は起らないと思ふのです。そういう事態は起らない。もし長官の説明通りであればそういう事態は起らない、こういうふうに考える。ところが現に起つている。そうすれば現に起つているという事態は、これは確保されているべきはずの教育予算がほかの方面に使われて、いわゆる教育費にしわ寄せしているという結果になるわけです。私はこの原因について長官の説明を求めたい。長官は、しわ寄せもないし、財源もみてある、こう言うのですから、今起つている事態は説明がつかないわけです。そこで長官はどういうふううにこの原因を認識しておられるのか、その点を先ず伺いたいと思います。

○國務大臣(川島正次郎君) 地方が赤字に悩んでおりまする原因はこれは多種多様であります、教干に上る地方団体、いずれも原因が違ふのであります

して、一がいにここですという原因などということを申し上げかねるのであります。が、根本的に言えば、各地方団体が自分の財政負担能力以上の仕事を過去数年間やってきた、その蓄積がここへ来たのだと、まあ言えるのじゃないかと思うのですが、それ以外にも多々あります。その結果昇給がストップする県もあるし、また俸給選択払いの県もあるのであります。そういう事態を解消するためにぜひ必要と考えまして再建促進措置法を提案したのであります。今日資金難に悩んでいる府県といふものは、いずれも多額の赤字をしょいまして、この赤字といふものはごく短期な借金を主として地方銀行、政府資金も入っておりますが、借りまして、それを繰り返し繰り返し切りかえていく。その圧迫を受けて府

ているのでありまして、特に教員だけにそういふしわ寄せが来ているわけじゃありません。のみならず教職員の方につきましては、荒木さんが御主催になつてゐるような日教組というようない強い後援団体もありまして、(失言になりますよ)と呼ぶ者あり)むしろ地方教職員の方は一般職員よりも有利な地位にあるように私考えておるのであります。日教組を荒木さんが主催してゐるというのは取り消します。とにかくそういう団体がありまして、一般地方公務員も強い団結権をもつて地方の長なり議会なりに対して交渉しておるのでありまして、むしろしわ寄せが来るとすれば教職員にあらずして、その他の一般地方公務員だと、こういうことを申し上げてもいいのじゃないかと、こう考へておるわけでありまゝす。

○荒木正三郎君　私は問題をかなり限定してお尋ねをしておるわけでありまゝです。もちろん給与の選抜いとかあるいは定期昇給のストップとかいろいろ問題は決して教職員だけでないことには知っておるわけです。その他の地方公務員においても起つておるということには事実であります。そこで私はきょうは文部委員会でもあります関係で、例を教育費にとつておるのに過ぎないのでございます。そこでやはり私の質問は大臣の御答弁では的確に答弁していただいたようにはどうも考えにくいのであります。私の質問は教職員の給与の問題は財源措置がしてある、こういう長官のお話でありました。私もその通りであると考えております。ところが昇給ができないという事態が起つて来た。この理由は何であるかということをお聞いているわけなのです。財源措置

がしてあるのに昇給がストップするという事態が起つているのはどういふわけであるか。それは過去の赤字のためにそのしわ寄せが来ているのだ、こういふふうに長官はお考えになっているのですか。そのようにも先ほどとれたのですが、そういう点、明らかにしていただきたいと思います。

○國務大臣(川島正次郎君) 過去の赤字のしわ寄せのために財源措置が思うようにできない、これも確かに大きな一つの理由であります。しかし地方の財政の運営というものは何とただ過去の赤字だけとは言ひ切れないのであります。まして、単年度から考えましても単独事業のやり過ぎもありましようし、また補助事業も國家の補助金の持ち方が少ないがために地方の負担が多くなつて、それがために他にしわ寄せが来るということがあるかと思ふのであります。まして、そういう点に對しましては三十年代の地方財政の運営に當りましては政府も十分注意をいたしまして、補助事業の立て方も変えまするし、また単独事業に對しましては極端にこれを規制いたしまして、何としても給与のごとき義務費に對しては地方財源の窮乏がそれに影響しないようにといふことは當然考えなければならぬ点でありまして、地方の知事にしても、市町村長にしても、そういう点については十分関心をもちてやっているのだと私は考へておりますし、また現に私どもはそういうことをしばしば聞かされておるのであります。かりに地方の公務員の給与に赤字のしわ寄せが来ておるといふのに、その原因は單一ではございませぬ。複雑でありますけれども、御指摘の從來の赤字のためといふこと

も確かにその一つであることは間違いないと思います。

○荒木正三郎君 時間の関係もありまして、この問題について文部大臣に一言お尋ねしておきます。私の考えでは今起つておるような問題、諸問題、給手の遅延とか、あるいは定期昇給の延期あるいはストップ、そういう問題はです。今後私はさらにふえて来るというふうに思われるのです。ふえて来なければ非常に結構なことですが遺憾ながらふえて来るのではないかと、いうふうに考えておられます。特に今政府がお出しになっておる再建整備特別措置法がきまれば、さらにこれがひどくなるのではないかと、いうふうに考えておるわけなんです。この再建整備法と関連して私がお尋ねすることをちょっと控えまして、いずれにしても事実としては今後ますますこういう種類の問題が拡大して来るのではないかと、こういうふうに考えておるのですが、文部大臣はそういう心配はないように思つておられるか、あるいは私と同じように、そういう傾向が顕著になつて来るかと考えておられるか、そういう点の御所見を伺つておきたい。

○国務大臣(松村謙三君) ただいまのお話でございますが、地方の財政の窮乏の状態からみまして、この状態をずっとみましても、そういう傾向は今後やはり増大するおそれがあるかと考えて心配をいたしておるものであります。たとえこの法律のいかにかわからず、今日地方財政の疲弊しておる状態からみましても、いわゆる腰はかえられぬというような状態で、そのような御指摘の傾向が続いて参ることをおそれておるわけでございます。従つてこれに対する方策は、一面教育の重要性からみて、地方のほうに御注意を願うとともに、また当局としてもいろいろことを除去する方針なり考え方を研究しなくちゃならないのだと、こういうふうに考えております。

○荒木正三郎君 先ほど川島長官はこの給料の遅延とかあるいは定期昇給のストップとか、そういう問題が起つて来た理由の一つに、やはり赤字で苦しんでいる、その結果これが大きな理由になつて、こういう事態が起つておる。こういう御認識でございましたか。

○矢嶋三義君 委員長、二分しかかからない、両大臣のおるところで二分しか。……

○委員長(笹森順造君) それじゃ二分だけ。

○矢嶋三義君 両大臣のおるところで二分間に答弁願います。私は先般文部大臣が発言された、答弁された内容にかかわるわけですが、この再建整備法による三条の二項の、自治庁が文部大臣と「協議しなければならぬ」というのは、完全に対等の立場において協議される、かように了承してよろしいかどうか、両大臣の答弁。それから、文部大臣はこの前、都道府県当局と教育委員会は十分話し合つてから心配要らないだろう、しわ寄せはないだろうということを答弁されました。今でもそう思つておられるかどうか。教育委員会の意向が都道府県当局から十分取り入れられるというように、もしこの条文がなつておるとするならば、どういふところにそういうふうに出てくるか。いづれ深入りしたことは次の審議するときに伺いますが、それだけ両大臣おられるところで答弁しておいていただきたい。

○国務大臣(松村謙三君) 今の御質問に対するお答えであります。あとの

たしまして、私の質問はこれをもって終ります。

○委員長(笹森順造君) この際皆様方に申し上げます。両大臣の他の委員会における要望の時間の割り振りが、約一時間という約束でありましたが、大分時間も経過して、強く他の委員会から要望がありますので皆様の御了承を得たいと思つていますが、いかがでございますか。

○矢嶋三義君 委員長、二分しかかからない、両大臣のおるところで二分しか。……

○委員長(笹森順造君) それじゃ二分だけ。

○矢嶋三義君 両大臣のおるところで二分間に答弁願います。私は先般文部大臣が発言された、答弁された内容にかかわるわけですが、この再建整備法による三条の二項の、自治庁が文部大臣と「協議しなければならぬ」というのは、完全に対等の立場において協議される、かように了承してよろしいかどうか、両大臣の答弁。それから、文部大臣はこの前、都道府県当局と教育委員会は十分話し合つてから心配要らないだろう、しわ寄せはないだろうということを答弁されました。今でもそう思つておられるかどうか。教育委員会の意向が都道府県当局から十分取り入れられるというように、もしこの条文がなつておるとするならば、どういふところにそういうふうに出てくるか。いづれ深入りしたことは次の審議するときに伺いますが、それだけ両大臣おられるところで答弁しておいていただきたい。

○国務大臣(松村謙三君) 今の御質問に対するお答えであります。あとの

ほりの、都道府県の当局者と教育委員との間に話し合いが行われるだろうと申しましたことは、別に法規に準拠いたしたことでございせん。これは、当然教育行政を円滑に運びます上において、それくらいのことには当然あることだと思つて申し上げたわけでございます。それから自治庁と私のほうとに対しては、これは法規で、やるというふうにきまつておりますので、これはもちろん対等でもございまして、先刻来長官の御答弁も承かりました。教育を十分尊重せられてすべてお考えをいたして現在おるわけでございます。その間の連絡には万遺憾のないことを期し得ると思つております。ただ先刻荒木さんにお答え申したような次第で、この法のいかにによらず、地方の疲弊のために教育に影響することの傾向がだんだん顕著になつてくることだけは、これは認めざるを得ませんので、これに対する根本的な措置等は自治庁の長官ともよくお話を申しまして、そういう弊をできるだけ避け得るようになつてまいと考へております。

○国務大臣(川島正次郎君) 第一の御質問ですが、それは対等どころじゃない。文部大臣の意向を尊重してやろうと、こり思つておつて、わざわざあいうる条文を入れたわけでありまして、(川島長官らしい答弁だ)と呼ぶ者あり。それから第二のほうは、これは従来も幾らも例がありました。地方と教育委員会とが円満にいかなければ、地方の教育は破壊されるのでありますから、これは円満にいくことを希望もいたしておりますし、また従来の例も、決して両者の間に食い違つたことはない

のであります。多少食い違いがあつた、予算などありまして、いづれも調整されて円満に運行されておるわけでありまして、御心配の点はな

いと思つております。

○委員長(笹森順造君) 本件に関する質疑は本日はこの程度にして、次の議題に移りたいと思つていますが、御異議ございませんか。

○委員長(笹森順造君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(笹森順造君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(笹森順造君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(笹森順造君) 御異議ないことを認めます。

れます通り、人の子の母である女教師の責務は特に重大であると申されねばなりません。従つてその特性が遺憾なく發揮されるためには、母性としての教師の保護が十分に措置されなければなりません。

女教師の産前産後の保護については、すでに大正十一年九月十八日の文部省訓令によつて、分娩前三週間、分娩後六週間の休養が認められました。が、事實は休養できず登校する向きも少なくないため、再三にわたつて文部次官から通牒が発せられております。

その後日本教職員組合が結成されました以来、産前産後の代養と、その間における補助教員問題がある論議され、これが改善のため不断の努力が払われておりますにもかかわらず、今なお不十分な状態におかれておりますことはなほ遺憾であります。

すなわち昭和二十二年に労働協約として産前産後の休暇十六週間が決定されました。この協約は、教育の特殊性にかんがみ、まことに適切な取扱いであります。が、その後の実状を見ますと、十六週はおろか、労働基準法第六十五条に規定されております十二週間の休養さえも十分には守られず、六ないし七週間の休養が通常の状態でありまして、はなはだしきに至つては、わずかに一週間しか休めなかつたという例が、二十九県を通じて九十二名にも上つてゐる現状であります。このような状態でありまして、その当然の結果として妊娠中絶の傾向は高まり、異常出産は三四%にも上り、母体、胎児並びに嬰兒の健康障害を来すのみならず、直接間接に教育上不良の影響を及ぼし、ひいては国民保健上からも

ゆるがせにできない重大問題であると思料いたします。

これらは、もちろん女教師の教育的情熱と道義心の発露によるところの一斑の原因もありましようが、主として産休期間における補助教員の配置が十分に実施されないことに起因するのであります。現在全国を通じて補助教員を配置してありますのは三十七県に過ぎず、これとても必ずしも完全とは申されません。すなわち長野県におきましては、補助教員要求数四十名に対し、設置数五名、栃木県におきましては、八十名に対して十五名、愛知県におきましては、百七十七名に対して、わずか六名であり、しかも二月月をもつて打ち切つてゐる実状であります。従つて産休期間におきましては、合併授業（一七%）自習（五〇%）等の応急措置により、不十分な教育が実施されておりますため、教育効果の著しい低下を招いてゐるのであります。かかる憂べき現状を解決し、学校教育の正常な実施を確保いたしますには、産休補助教員を設置する制度の法律化こそ刻下の急務であることを痛感いたしました。その目的達成のため、ここに本法案を提出いたしました次第であります。

次に本法案の内容の概略について御説明申し上げます。

まず第一点は、この法律における「学校」とは、小学校・中学校・高等学校・盲学校・聾学校・養護学校及び幼稚園であること、「教育職員」とは、学校の校長（園長を含む）・教員・実習助手及び寮母を指すこと、並びに教員とは、教諭・養護教諭・助教諭・養護助教諭及び常勤の講師をいうことを明確に定義したことでありまして、

第二点は、国立又は公立の学校に勤務する校長以外の女子教育職員の産前産後の休暇中における補助教員の任用と、女子の校長の産前産後の休暇中における校長の代理をなすべき教員または当該教員を補助させる教員の任用もしくは併任を任命権者の義務として規定し、その任用が不可能の場合または著しく困難な場合には、十四週間をこえない期間の臨時的任用ができる規定をも設けたことでありまして、

第三点といたしまして、臨時的教育職員に任用された者は教育公務員特例法の適用を受けることと、これらの者は都道府県の定数条例による定員に入れないことを明らかにするため、附則において所要の改正を加えました。

第四点は、附則第二項において、現に女子教育職員に対し、十二週をこえる期間の産前産後の休暇を与えることができるものとされてゐる地方公共団体に対する、調整規定を設けたことでありまして、

第五点は、私立学校におきましても、学校教育の正常な実施を確保するため、産前産後の休暇中における教育職員の補充と必要な措置を講ずべき倫理規定を設けたことでありまして、

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

○委員長（登壇） 本件に関する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時七分散会

七月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学

恩給財団の年金の特別措置に関する法律案（予備審査のための付託は五月三十日）

一、教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律案（衆）（予備審査のための付託は七月一日）

七月六日本委員会に左の案件を付託された。

一、女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案（高田は子君外六名発議）

女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案

女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案

（目的）

第一条 この法律は、国立又は公立の学校に勤務する女子教育職員が産前産後の休暇をとる場合において、その休暇中当該女子教育職員等に代つてその職務を行わせ、又はその職務につき補助させるための教育職員の任用等に関し必要な事項を定め、もつて女子教育職員の母体の保護を図りつつ、学校教育の正常な実施を確保することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「学校」とは、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。

2 この法律において「教育職員」とは、校長（園長を含む。以下同じ）、教育、実習助手及び寮母をいう。

3 この法律において「教員」とは、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者に限る。）をいう。

4 この法律において「併任」とは、いかなる任用の方法をもつてするを問はず、現に教育職員の職に任用されている者を、その職を保有させたまま、他の教育職員の職に任用することをいう。

（国立又は公立の学校における教育職員の任用）

第三条 国立又は公立の学校に勤務する校長以外の女子教育職員が産前産後の休暇をとる場合においては、任命権者は、その休暇中当該女子教育職員に代つてその職務を行わせるため、校長以外の教育職員を任用しなければならない。

2 国立又は公立の学校に勤務する女子の校長が産前産後の休暇をとる場合において、その休暇中当該学校における教員が当該校長の職務を行つときは、任命権者は、当該教員が校長の職務を行つ期間中その職務の負担の加重により当該教員が正常に行ふことの困難となるその本来の職務の一部を当該教員に代つて行わせ、又当該本来の職務につき当該教員を補助させるため、教員を任用しなければならない。

（任用の方法）

第四条 前条の規定による任用は、臨時的任用以外の方法によつて行わ

なければならぬ。ただし、次条第一項に規定する場合は、この限りでない。

2 前項の規定による任用は、併任以外の方法によつて行わなければならない。ただし、前条第一項の女子教育職員職又は同条第二項の校長の職務を行ふ教員の本来の職のうちに併任に係るものがある場合には、その併任に係る職については、併任によつて行ふことを妨げない。

(臨時的任用)

第五条 第三条の規定による任用を臨時的任用以外の方法によつて行ふことができない場合又はその方法によつて行ふことが著しく困難な場合には、第三条の規定による任用は、十四週間をこえない期間の臨時的任用によつて行ふことができる。

2 前項の規定による臨時的任用については、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第六十条第一項から第三項まで及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條第二項から第五項までの規定は適用しない。

(私立の学校において講ずべき必要措置)

第六条 私立の学校においては、当該学校に勤務する女子教育職員の産前産後の休暇中、その学校教育の正常な実施を確保するため、当該女子教育職員に代つてその職務を行わせる教育職員を補充する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際現に任命権者が、女子教育職員に対し、十二週間をこえる期間の産前産後の休暇を与へることができるものとされている地方公共団体にあつては、第五条の規定の適用については「十四週間をこえない期間」とあるのは「女子教育職員のとる休暇の期間の前後にそれぞれ一週間を加えた期間」と読み替へるものとする。

3 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「職員」の下に「(女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律(昭和三十年法律第百七十七号)の第一項の規定により臨時に任用される職員を除く。)」を加える。

4 教育委員会法(昭和二十三年法律第百七十号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第三項中「職員」の下に「(女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律(昭和三十年法律第百七十七号)の第一項の規定により臨時に任用される職員を除く。)」を加える。

5 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「採用」の下に「(臨時の任用を含む。以下この条

において同じ。)」を加える。

6 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び休職者」を「(休職者及び女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律(昭和三十年法律第百七十七号)の第一項の規定により臨時に任用される者)」に改める。

昭和三十年七月十三日印刷

昭和三十年七月十四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局